

和歌山県「特許流通促進事業」のご案内

和歌山県知的所有権センター

1、「特許流通促進事業」の目的

和歌山県は県内企業の「知的生産活動強化」のため、「和歌山県知的所有権センター」に「特許流通アドバイザー」を配置し、特許等技術移転の支援事業（特許流通促進事業）を行っています。

2、「特許流通促進事業」の概要

1) **事業主体**：「和歌山県（和歌山県知的所有権センター）」です。

2) **事業内容**：特許技術の移転に必要な下記事項等です。

2-1 他社特許の導入支援

- 導入を希望される特許および保有企業を調査し、紹介します。

2-2 貴社特許の販売支援

- 貴社が販売を希望される特許の購買希望企業を調査し、紹介します。

2-3 特許移転条件検討支援

- ロイヤルティー等「特許移転条件」について相談に応じます。

2-4 契約関連支援

- 技術移転に必要な契約書（契約内容、契約書作成等）の作成を支援します。

3) **費用**：特許流通支援のための費用は「無料」です。

4) **実施窓口**：「特許流通アドバイザー」が対応します。

4-1 特許流通アドバイザーとは

- 「特許流通アドバイザー」は社団法人発明協会所属の特許・技術移転の専門家です。現在、約110名の「特許流通アドバイザー」が都道府県の知的所有権センターや大学等に派遣され、相互に連携をとりながら特許移転支援活動を行っています。既に累計1万件強の特許移転実績を挙げ、休眠特許の資金化や製品開発のスピードアップ等企業経営の高付加価値化に寄与しております。

4-2 連絡先

- 裏面下段を参照下さい。



